

嘉手納町歴史マンガ製作業務仕様書

1 業務名

嘉手納町歴史マンガ製作業務

2 目的

本業務は、郷土の偉人である「野國總管」のマンガ製作を実施する。事業を通じて、子どもが郷土の歴史や偉人について学習する機会の拡充を図り、郷土に対する誇りやまちの歴史に対する愛護心の醸成につなげることを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和 8 年2月27 日までとする。

なお、契約締結日、期間、納期及び契約方法等の詳細については協議の上別途決定する。

4 提案を求める事項

- (1) 「野國總管」の成し遂げた偉業や時代背景について、その特徴を表し、わかりやすい内容とすること。子ども(郷土について学ぶ小学生4年生)を読者と想定し、「野國總管」を知るための導入となるもの
- (2) 史実を押しえつつ、「野國總管」の挑戦や努力など、可能な限りストーリー性を持たせ、読者をひきつけるような内容とすること。

5 業務内容

- (1) 本事業の実施に当たり必要な資料の収集及び取材
- (2) 本事業実施にあたり、必要な施設、関係団体及び人物に対する連絡調整
- (3) 原案者と執筆者等との調整
- (4) 企画調整、ストーリー作成
- (5) シナリオ構成
- (6) 原稿作成
- (7) 印刷製本及び納品
- (8) その他、本事業実施に必要な編集・調整などの業務

6 執筆者

執筆者は沖縄県にゆかりがあり歴史マンガ製作の商業実績がある漫画家とする。

7 原案者・時代考証

嘉手納町にゆかりのある郷土史に精通した研究者とする。

8 成果品

(1) 製本 1,000 部

- ① 書籍のサイズ B5 判
- ② 本編(マンガ) モノクロ 144 ページ程度(上質紙 90K 漫画原稿用紙)
表紙カラー4ページ(アートポスト 125K)

(2) 電子データ

※電子データについては、電子データを格納した CD-ROM 等を提出する。

9 納入方法及び納期

- (1) 受託者は、成果品を令和 8 年 2 月 27 日までに納入する。
- (2) 納入先は、嘉手納町教育委員会教育総務課とする。

10 支払方法

委託料の支払いは原則として業務完了検査後の精算払とする。ただし、地方自治法施行令第163条の規程による前金払をすることができる。

11 注意事項

受託者は、業務遂行にあたり契約書に定めるものの他、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

本業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令等を遵守すること。

(2) 連絡調整

本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密室な連絡を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議のうえ、予め承諾を得た場合は業務の一部を委託することができる。

(4)個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、嘉手納町個人情報の保護に関する法律施行条例に則り、その扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(5)守秘義務

受託者は受託者からの再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6)著作権等に係るもの

本業務の実施にあたり製作した成果品について生ずる一切の著作権はすべて町に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、町が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(7)その他

- ・成果品は、嘉手納町が自由に二次使用できるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、町と協議のうえ、決定する。

以上